

でいる。避妊の失敗を理由とするものは僅かに九%に過ぎなかつた。

指導避妊法の技術的優秀さはいかいちの面から確証されたが、物的ならびに人的條件の如何によつてその効果には多少の差異があり、効果が最も低くかつたのは、(1)訪問前の出産力が高く且つその避妊行為にも効果をあげていなかつた婦人、(2)一室に二人以上も生んでいるような悪い住宅事情の下にあつた婦人、および(3)ペッサリーの裝置に不便な解剖学的異常をもつていた婦人たちであつた。

これらの諸結果は現在相談所の採用している効率的指導方法の當否について一つの政策的反省を強要するものであるとともに、逆に從来となく効果がうすいといわれた避妊法はとくにその方法を好みそれを慎重に使用する者にとっては極めて効果の高いものであることを確証させるものといえよう。

移民と経済開発

— I · L · O · 移民予備

会議を中心として —

黒田俊夫

I 人的資源計画と移民

国際労働機関の国際的移民に関する活動をのべるに当つて、まず同機関の一般活動並びに人的資源計画を概説して、移民活動との関連を明らかに九

しておこう。

国際労働機関は(I · L · O ·)元來一九一九年に国際連盟の部分機関として成立したものであつて、第二次世界大戦で国際連盟が崩壊するに至つた後、この機関は独立機関として残存を続けたのであるが、その後連盟に代つて新しく誕生した国際連合の専門機関として緊密な協調関係を結んで活動して活動を展開している。

このI · L · O · の最近における活動中最も劃期的なものは Manpower Programme と称せられる人的資源計画である。もつともI · L · O · が人的資源問題に関心をもつてこれの対策を考究するに至つたのはその歴史と共に古く、職業紹介機関の設置や失業対策についての国際條約案を採択し世界の人的資源問題の解決に貢献してきたのである。しかしながら、このI · L · O · の過去における事業は、具体的には国際的労働基準の設定や労働問題の調査研究、或は国際労働に関する情報の蒐集、通報等の如き技術的な問題に対する解決策の提示や調査研究であつて、現実に各国におけるこの問題に対し貢献するというような積極的な実践的な機能は果しえなかつた。

また思想的にみても、I · L · O · が創設されて以降における世界的恐慌と長期的停滞に基く大量の失業が當時の世界各国の最も深刻な問題であつた結果、I · L · O · の考え方も人的資源問題は失业問題として提起され、公共事業の国際的協力をもつてその解決策としたのである。

しかし、戦時中並びに戦後ににおける各國特に歐米先進国の経済政策は、ケインズ雇用理論を背

景として、かつての公共事業的失業対策論から完全雇用政策論に転換するに至つたのであるが、これに呼応する如くI · L · O · の人的資源対策は国際的な労働再配分に基く経済開発、生活水準の向上を期する「人的資源計画」となつて具現するに至つたのである。従つてこの「計画」は卅年代の国際連合の専門機関として緊密な協調関係を結んで活動して活動を展開している。

I · L · O · の人的資源対策とは、理念的な側面からみても、失業対策という消極的な立場から、経済発展のための計画的雇用組織の樹立という積極的な意義をもつてゐる。併し他面においては、このような新意義からして当然の帰結であるが、かつての單なる調査研究或は勧告の段階から、現実の実行方法或はこれがための指導援助を行うという実践的な任務を持つに至つた点において、まさに劃期的といつてよいのである。

國の協力の下に具体化され、至つてゐるのであらが、この内容は當面の主要問題としては次の三箇の事業をもつてゐる。

(1) 効果的な雇用実現のための就業斡旋機関の整備

(2) 職業訓練と再教育の向上
(3) 國際的移民問題の解決

本論においては前項第(3)の移民問題の解決に対するI·L·Oの活動を対象としているのであるが、これはI·L·Oの人的資源計画中の最も困難な問題であると共にこの計画において極めて重要な地位を占めている。一国の経済開発がその国努力のみによつて達成し難いこと、またその發展のために國際的な移民の問題の解決が不可欠であるという観点から、I·L·Oはこの問題に重大な関心を示し、一九五〇年一月マイソールにおける第一回理事会において、國際的移民促進計画の樹立をして世界経済発展の建設的要因たらしめる目的のための予備會議の開催が決定されたのである。かくしてこの「移民予備會議」Preliminary Migration Conference が一九五〇年の四月廿五日から五月五日までジュネーヴにおいて開催された。この會議における討議の内容並びに会議の勧告について重要項目別に要約してI·L·Oの所期する目的、意義、内容について述べよう。

II 欧州における人的資源

歐州諸国は過去において海外植民地或は新大陸諸国に対する唯一の人的資源の供給源泉となつて、

これら新らしい諸國の經濟構造発展の決定的要因として貢献してきたのであるが、他面これら地域は歐州の過剰人口の捌け口となつてゐたのである。しかるに今次大戦によりこのよだな移民の正常な流れは中断されるに至つた結果、歐州の人的資源の過剰をもたらすに至つた。更に、戰後經濟の均衡攪乱は、歐州諸國特にオランダ・ベルギー・ギリシャ・オーストリア・就中イタリー・ドイツ連邦共和国における人力過剰に基く深刻な問題を発生せしめるに至つた。

オランダ・ベルギーにおける過剰は農業労働者三五、〇〇〇、その他の労働者一五、〇〇〇でこれが移民に利用しうる数であるが、このよだな過剰は大部分は高出生率に基くものである。労働人口は次の二十年間に毎年五〇、〇〇〇人の率で増加し、このうち両国の經濟に毎年吸收しうる数は僅か二五、〇〇〇人にすぎないと推計されている。

ギリシャにおいては、農業労働者一年平均労働日数が僅か一三七日、工業労働者が二三一日であるという事実からして過小雇用の存在していることは明瞭である。手工労働者に対する公共雇用事務所の存在する三二地区における失業者は、一九五〇年一月現在で被用者七〇三、五〇九人に対して一二二、〇〇〇人であった。

オーストリアにおいては出生率が上昇しており、その結果人口は増加するであろう。隣接東方諸国からのドイツ系避難民が約三〇万人流入し、そのため既にかなりの失業が認められる。更に非ドイツ系避難民は八万あり、そのうち約五万人は「國

際避難民機構」The International Refugee Organizationの援助を受ける資格をもつてゐる。しかしオーストリアは避難民をすべて吸収しうるだけの余力をもつていてない、従つて何万人かの労働者を移民に利用しうることは確定である。

イタリーには、約一七〇万人の失業者が存在するのみでなく、尙極めて多数の人々が過少雇用のために苦境にある。このような状勢は次の如きいふたの要因に基く。高出生率の持続、移民の減少、中止、戰争における國民經濟開発の停頓等である。一九四六年一一九四七年においては經濟開発も再開されると共にある程度の移民も始めたので、労働年齢人口の毎年の増加をかなり吸収しうるに至つたのであるが、しかし尙今後数年間は移民増加の方法に頼らねばならないであろう。家族形態で永久移民に直ちに利用しうる人口は約一五〇万人と推定されている。

ドイツ連邦共和国の過剰は、東部ドイツからの約九百万人の追放者或は避難民によるものである。もつとも彼等の多くは現在西獨に再定住している。西ドイツの人口密度は戰争中の一三九人から現在約二〇〇人に増加している。一九五〇年の七月末現在における失業者は一五三万八千人であった。

このような事態の深刻さについては改めて強調する必要はないであろう。それは、基本的人権の遂行を阻害し、歐洲の直接關係諸國の社會經濟的均衡を危うくするのみならず、その他の諸国に対しても有害な影響を與えるおそれがある。このよだな事態に逃すべき主要方策としては次の三箇の

ものがあげられるであろう。第一は経済開発の促進と過剰人口諸国における雇用機会増進であり、第二は仕事を見出しえない諸国から仕事を見出しうる或は仕事の創造される諸国への労働者移動の円滑化である。本論は以上のうち第二の方策を対象としている。

資料の利用しうる歐洲移民受入諸国における公的推計によると、外國人労働者需要は逐次減少している。一九四七年七月においてはその需要は六七万七千人以上と推計され、一九四八年始めにおける一九四八年五月から一九四九年五月までの期間に對する推計は僅か三八万七百人となつてゐる。一九四九年九月における一九五〇年推計は七八千二百五拾人に激減している。幸にして一部海外諸国における歐洲移民の吸收の見透しは以前よりも明るくなつてゐるように思われる。このような移民による利益は移（出）民國のみの独占するものでなく、移民受入國も等しくその恩恵に浴するのである、即ち未開発の豊富な資源を有する諸國は、その開發のために人口ならびに労働者特に土地植民者、技術者、熟練労働者の増加を必要とするのであって、移民の増加は経済開発を促進してその繁榮を可能ならしめるからである。

(1) 移民の障碍

現在労働者の國際的移動を阻害している要因にはいくたあるが、それを大難把に分類すると二群になる。第一群は行政上の障碍であり、第二群は經濟的、財政的障碍である。

(a) 行政上の障碍

行政上の障害的要因は非常に多いが、次の如き

ものがあげられるであろう。出發前或は目的國に到着した時における移民に対する情報の供給が不充分であること、行政手続が複雑であり経費を要することが多いこと、外國の必要とする労働者の数と種類並びに移民に利用しうる労働者の数と職業上の範疇に関する情報の欠如なし不充分であること、移民としての能力を有する熟練・半熟練労働者の不足、共通用語がないために移民需要国との要求條件に對する適否を決定し難いこと、医学上並びに職業上の選択基準の嚴格であることと移民が採用する事前基準が移民受入國の代表者の最終決定を行うべき基準とが必ずしも合致しないこと等）、新任地における受入れ手段や新労働形態に適応せしめるためにとられる手段の不充分であること、移民の貯蓄送金の困難等である。

以上の如きいくたの困難や障礙の要因は移民に關心をもつ人々の意欲を阻止し減削せしめるであらうし、またそれのみならず、折角移民した人口が不幸な経験を味つて母國に引揚げるような結果をもたらし、かくてその國の友人知己に移民についての偏見を抱かしむるようなこととなるおそれがある。

(b) 経済的・財政的諸困難

行政上の諸障碍を除去することによつてだしからに移民傾向の發展が促進せしめられるであらうが、しかしただで充分な移民が行わるとは限らない。同時に移民についてのその他の重大な障碍

が存在する。即ちそれは海外の移民受入れ諸國の経済開発の緩慢さである。そしてこれらの諸国における経済開発の実行を躊躇せしめているものは主として資本の不足である。

伝統的に移民受入國であつた大多数の諸国は常に資本をもたざる國であつた。しかし、過去においては歐洲の資本はこの不足を埋め合わして彼等の經濟的發展を、従つて歐洲からの移民發展を促進せしめたのである。ところが、現在多くの歐洲諸國特に主たる移民諸國は資本を不足しており、海外諸國の経済開発のための巨額の資金を融通しえない状況である。これらの諸國は現在、自國民の移民の経費を貢い或は移民所有の資金を無制限に輸出することを許可することさえできないのである。

以上の如き経済的・財政的諸困難は、大規模な移民の主要形態であつた植民型移民に極めて重大な影響を及ぼすであろう。多くの移民受入諸国においては、外國人労働者の入國許可に関する規程において農業労働者に對して特別の讓歩を示していることは事實である。しかし、これだけで極めて不充分であることは明らかである。肥沃な土地はますます稀少となつてきており、その結果新しい土地の耕作には多くの経費を必要とするに至つてゐる。従つて、外國植民者にとつて利用しうる土地はすべて都市の中心から遠隔の地にあり、耕作のためには予め土地開墾・灌漑・道路・建物の建設が準備されねばならない。

また移民受入國の労働・生活状態のいかんも移民希望者の意欲に影響を與えるであらう。これら

の諸国が外国人労働者に與えうる物質的利益と資金的保護は、必ずしも移民に対しても同じ程の魅力となるものではない。

従来移民受入国の所得購買力は移民國のそれよりも高かつたのであるが、このようた優利性も現在は消滅し去り、反つて、移民國の購買力の方が高くえたつている。多くの移民受入国における住宅の不足や利用しうる收容施設の高価である点なども移民の重要な障礙となつていて、受入当局は、住心地や衛生状態が余り望ましくない程度の間に合わせのキャンプに移入民を收容せしめねばならないことがある。またある場合においては、移民受入国は未婚者に優先權を與えたり或は家族員に適切な收容施設のできるまで家長のみの入国を許可したりするが、このようた状態では移民の不満を招かざらをえないであろうし、事実またそうであつた。その結果、一部の者は、家族員の携行もできずまた所得の一部を送金することもできないこと知つて母國に引きあげたのである。

次に社会保障上の権利の問題についてみよう。

各國における社会保障の進歩は、その内容において速度において同一ではなかつた。移民受入諸國の大部分はこの分野においてかなり進歩を示してゐるが、ある國の社会保障制度は移民國のそれより劣つていて或は内容を異にしていることがあり、そこでこのような欠点を克服するために協定が締結されたのであるが、必ずしも現実に生じてくる諸困難を除去するに至つてはいない。

最後に、海外移動の場合には、特に重要な制限的要因がある。歐州移民のために必要な輸送船舶

の問題は、戦争中喪失せら船舶に対しては新造船によつて補充されに至つたので、大して重要ではないのであるが、他方において運賃負担が著しく重くなりそれは移民によつても或は移民受入国、

移民國のいづれによつても貯いえないことが多いのである。例えばイタリーの港からラテン・アメリカの港までの海上運賃は二〇〇弗ないし三五〇

弗である。時には、移民受入国が海上輸送費の全額或は一部を負担することがある。濠洲は英國からの一部移民の輸送費負担のために一時手当金を支給している。アルヂエンチン共和国は政府指導の下に移民するイタリー人の輸送費支払についてイタリーと協定を結んでいた。しかし、實際においてこれらの財政的取極めは極めて制限されてゐる。例えは一九四八年において七八、七一九人のうち船員無料であつたものは僅かに四、〇三六人の移民とその家族の二、〇八六人に対するがつた。海上輸送の高価であることが移民の重要な障礙となつてゐることは明らかである。

(1) 移民の現状並びにその発展を制約する要因
理事会の決定した議事は次の如くである。
（a）現在の移民状勢
（b）歐洲において移（出）民に利用しうる人力、移民受入諸國の人力に対する需要
（c）移民援助のためのI·L·Oの活動、
（d）の分野におけるその他の国際機関の活動

ケ国（政府代表とドイツ共和国連邦のオガザーア）が出席した。元來移民問題は人的資源計画を超える問題であり、またI·L·Oの一般的能力外に考えるとと思われる問題を提起するものであるため、当然その他の国際機関の協力が必要であり、かくてそのような見地から国連・ユネスコ

（The United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization）、世界保健機構（The World Health Organization）、国際復興開発銀行（The International Bank for Reconstruction and Development）、国際避難民機構（The International Refugee Organization）並びに国際貿易機構の暫定委員會（The Interim Commission of the International Trade Organization）C各代表と共に歐洲経済協力機構（The European Organization for Economic Co-operation）のオガザーアも出席したのである。

I·L·O・理事会は上述の国際移民問題の重要な並びに早急に解決策樹立の必要を痛感し、そのためにはまず予備会議を開催して、関係各國政府に以上の事情を明らかにすることが最善の手段であると考えたのである。このような考慮に基いて移民予備会議の開催が決定され、一九五〇年四月廿五日から五月九日までデュネーヴにおいて開催された。会議の議長は理事長玄長レオン・エリ・トロタル氏であった。会議には、移民関係諸國廿九

（2）必要的手段、特に
(a) 次の事項に関する決定方法
(i) 移（出）民に利用しうる労働者の数
並びに資格

すべき決議のテキストは充分彈力性のあるものと
してこの事実を考慮に入れねばならないことを要
求したのである。

最後に、一部代表者は雇用事情並びにその動向
に関する問題として作製された国民の人力予算を基礎とし
て移民計画を樹立することが望ましいことを強調
した。また彼等は、いかなる長期的人力政策とい
えどもこのようないくつかの基礎に基づいては不可能であ
ること、且いかなる国際的の人力予算も慎重に準備
された国民的の人力予算を基礎とせんては樹立し
えないことを主張したのである。

次いで委員会は移民業務を組織化する方法の問
題に転じ、次の如き主題の下にそれを考察した。
募集と選衡、移民に対する情報と援助、移民なら
びに移民受入手続、輸送、移民の受け入れ、配置と
土地植民サービス、移民所有資金の返金、取扱せ
る社会保障上の権利の移管。以上の如き問題の諸
側面の徹底的研究において、委員会はその努力を
主として、障礙を克服し、当事者特に移民自身の
利益を保護し移民国と移民受入国との効果的な協
力を樹立し、かつ行政手続をかんそにして彈力性
のある能率的なものたらしめるため最も適切な
方法の発見に傾注したのである。それぞれの点の
検討にあたつて、委員会は、国際的機関が果しう
る貢献を詳細に明らかにしようとしたのである。

(1) 国民的手段に関する勧告

移民組織委員会が提出せる決議の草案は、多少
の修正を行つた後「会議」の総会において採択さ
れた。関係各國政府のとるべき手段に関するの

「会議」の勧告は要約すると次の如くである。國
際機関の担当すべき活動に関する勧告については、
まことに注意を喚起した。

第四、「国際機関の活動と協力」において述べた。

(2) 移民の必要性決定の方法

「会議」は、関係諸國が移民の必要性の範囲に
関する資料を国民的基礎の下に蒐集し分類すべき
ことを勧告した。移民受入国の作製する資料は、

吸收する職業上の範囲、許可される移民家族数、
生活、労働状態等のいくたの項目に關連したもの
でなければならないし、また移民国が作製する
ものは移民希望者数やその特徴（出生地、国籍、
年齢、配偶關係、家族の大きさ、現在からびに以
前の職業、移民希望国）に關連したものでなければ
ならない。移民国も移民受入国も等しく、すべ
ての関係資料を各國政府らびにいかなる関係機
関に定期的にかかる標準形式で利用せしめるよう
にせねばならない。

公共雇用サービス機関は、必要な資料の蒐集、
調整の主たる責任をとりうるよう処理されねば
ならない。このようなサービス機関が存在しない
か或はあっても不充分であるようないくつかの
においては、資料の蒐集、利用を確保するために特
別の手段をとらねばならない。この最後の勧告は、
「会議」の見解としては、恒久的な完全な機構か
勿論望ましいのであるが、これが欠如している場
合にはたとえ臨時的なものであつても特別の手段
がとられるべきであることを示している。

また「会議」は関係諸國に対して、年々の国民
的予算の編成に關連して一九四八年の「国際
労働会議」によつて採用された「雇用サービス勧

告」の第九節から第十一節までの規定の適用が望
ましいことに注意を喚起した。

(3) 移民業務組織化の方法

「会議」に提出されたテキストを基礎にして採
用された決議は、移民業務について前述したとこ
ろのいくたの側面に關連したものである。

(a) 募集と選衡

直接募集の方法は逐次制限ないし禁止されると
共に候補者の事前選衡を移民国の当局に委任する
傾向が増大してゐる。事情からみて、選衡は移民
業務の中核的任務となりつつあるといえりである
う。そのことは、仕事に最も適した労働者を雇用
しようとする将来の雇主にとつては当然第一義的
に重要視している。この点に関しては著しく重視して
いる。それは移民国も等しく関心をもつてゐる、というの
はその國からの移民が強健であり、有能であれば彼
等が移民受入国において失望感を感ずるような事をも
生ぜず立派に貢献することによつて好評を博する
限り、移民国も等しく利益を受けるからである。

移民受入国が採用すべき手段に關して、「会議」
は、選衡基準は單純にして合理的なものであらへ
きことを勧告したのである。このようないくつかの基準が嚴
格でありすぎてはならないこと、また医学的、職
業的見地から的要求が過酷であつてはならないこ
とは、事實上明らかなところである。また「会議」
は、移民受入諸國は、申込者が拒否される一般的
な職業上、医学上の根柢に關して移民国に助言す
べきことを暗示した。しかし、移民受入諸國が個

々の候補者のケースの詳細な内容を知らせたり、

或は拒否された個々の労働者の特定の理由を示したりすることは不要であると諒解された。勧告

は、むしろ事前選衡業務において移民国の当局に

役立つような一般的理由に関連したものである。

・移民諸国については、「会議」は、移民受入国当局から的人力の要請受領や適切な地方機関との

この要請の伝達或は移民希望者リストの作成保持等の業務に関しては單一機関をして実施せしめるべきことを勧告している。これに関連した決議においては明細な點が述べられていないが、「会議」

が考慮していた機関は移民希望者に関する資料作製の責任をもつものと同一のものであることは明瞭である。利用しうべき人力に関する最新の資料をもつていて機関がまた人力要請に応ずるための準備的手段を探るべき責任をもつことが論理的である。

「会議」は更に、移民受入国当局による最終選衡の過程において、拒否をさけるために、受入国と諒解済の基準に基いて事前選衡を行なうべきことを暗示した。移民候補者の利益保護とこれによる移民の促進のために、「会議」は、最終選衡は極力候補者の居住地に近い中心地で行なうべきこと、またこの中心地までの交通費並びに滞在費の支給のための手段を講すべきことを勧告している。最後に、移民諸国に対して、その国で活動しているいくたの移民受入当局と協力すべき特殊機構を樹立すべきことを勧告している。これによつて、一箇の移民国において、多くの移民受入諸国によつて実施される募集と選衡業務の調整が確保されら

であろう。

(b) 移民に対する情報の供給と援助

この点は、移民の組織の最も重要な側面の一つを處理するものであり、また政府指導の移民と共に個人的任意移民であると、組織的募集機構によ

う移民であるとを問わず、移民を希望する労働者に対しても、彼の希望する国における生活、労働状態に關する最少限の信用しうべき情報を提供すべきである。その結果始めて彼等は移民について

の完全な知識をえて決心しうると共に移民受入国に到着して彼等の想像と全く相反する現実に直面して幻滅の悲哀を味う危険を免れることができるのである。このような場合に受けれる心理的衝撃は、新生活に対する計画を放棄せしめ、母國に引揚げを決意せしめることが多いのである。

移民に対する援助は適切な情報供給と同様に必要である。特に個人的自發的移民の場合においては、移民に対して、しばしば出発前に完了せねばならない、時間のかかる複雑な手続について注意と助言を與えることが望ましいのである。移民は目的国習慣、言語、行政手続や労働方法等については殆んど知識がなく、到着した際に

(c) 移民手続並びに移民受入手続

行政上の諸手続が複雑でありまたそのために高い経費を要することがあるが、これは明らかに移民の阻害要因である。それ許りでなく、複雑な手続は破廉恥な仲介人を発生せしめることとなるであろう。そこで、「会議」は関係諸国に行政手続を單純化せしめることそしてこのような手続に対する手数料や移民に要求される保証金等は引下げ、できれば免除することを勧告したのである。また移民の携行する諸道具や身廻品等については関税を免除すべきことをも勧告した。

(b) 輸送

移民の陸上輸送については格別問題は生じない。おいても情報の提供と援助が同様に必要なのである。適切な情報と援助サービスの提供は、移民に安心感を與え、役立ち、新しい土地に到着した際避けられない淋しさを絶減せしめらであらう。

「会議」が関係諸国に勧告せる手段の基礎となつてゐる原則について要約すると次の如くであ

き手段を講ずることを勧告した。

る。(1)情報の供給と援助を無料で、出発前においては移民国が到着後においては移民受入国が行うべきこと、(2)民間組織による同様の活動を促進せしめること、(3)與えられる情報と援助は次の如き事項に関するものであること、行政手続・貿易並びにその購買力・生計費・住宅・社会立法・居住許可・帰化・言語・保健事情・食料・学校・税・一般的な移民の権利義務その他移民に課せられる諸制限。最後に、以上の如き情報は移民が理解し得る言語で極力單純を呑み込み易い用語で行なべきことを勧告している。

(e) 移民の受入れ

この点について採択された決議は語りまでもなく特に移民受入諸国を対象としている。それは次の如きものに関連したものである。(1)網状組織の受入れ相談所(Reception center)の設置、(2)移民が必要な期間の間はこの相談所に入所を許可すること、(3)できるだけ早く移民を受入れのセンターから雇用地の至近のセンターに、更にそこから永久居住地に移転せしめること、(4)センターにおいては居住施設・食料・医療・法律上の助言ならびに指導・語学指導・通訳サービス・生活や労働状態に関する情報・職業補導学校に対する便宜やレクリエーション施設等を設備し供給すること。

(f) 配置と植民

組織移民の場合においては、募集された労働者の植民すべき地域或は彼等を雇用する雇主なども出発前に決定されていることが多い。また移民が雇用契約をしていたり或は目的地に雇用の取得が確実であるよう個人移民の場合においても同様なことがいえるであろう。しかし、移民が定着すべき場所も或は雇用機会の有無さえ明確でないままに目的国に到着する場合も極めて多いのである。このような場合には「金議」は雇用の斡旋や土地植民についての援助サービスを行うべきことを勧告している。このような援助を行うべき責任は、できれば、公共雇用サービス機関にもたせるべきこと、また特定地域或は植民者の如き特殊の移民範疇に対して効率的なサービスを遂行するために必要な場合にはその他の機関に委任することも差支えないことをのべている。

(h) 社会保障の諸権利

また、最初の受入れ地や地方受入れセンターのいづれにおいても、雇用機関についての情報を移民に供給したり、雇主と面接せしめたりするサービスが行われねばならぬことも勧告されている。同様なサービス機関は、土地植民たらんとする移民に助言を與え、適切な土地発見に援助したり、また必要な場合には土地植民の前提として農業貨銀労働者としての機会を斡旋したりするである。この最後の点は、将来の植民者が未知の耕作方法や穀類に習熟するための援助の必要から生じたものである。

(g) 資金の送金

移民希望者が目的地に自己の資金を携行できない場合には、移民を諦めねばならないかもしれない。既に移民せる労働者が母国に残してきた家族に所得の一部を送金できなくなつた場合、彼は落胆して帰国を決意するかもしれない。このような移民の送金上の困難の生ずる原因は主として移民国・移民受入国の両国における外國為替の不足である。このような資金の送金が原則的に許可されている場合においてさえもこのような外國為替の不足事情は色々な困難を惹起せしめる、その著しいものは必要な手続の暇のかかることと複雑なことである。

この問題に対する効果的な解決方法は当該二国間において双務協定を締結することであると「金議」は考えた。この点に関する勧告においては、移民の資金送金についての能率的な、敏速にして経費のかからない方法を設置するために、このような協定が持つべき條項が規定されている。

VI 移民と経済開発

議事の第(3)(4)項目検討のために任命された委員会の討議によつて、一部歐洲諸国における現在の過剰人力を減少せしめ、移民がもたらす著しい経

移民の社会保障に関する問題が技術的に複雑である点を考慮して、この問題の徹底的な研究はこの「金議」の任務外にあると考えられた。そこで、六條に規定されている如く、移民受入諸国は社会保険に関して自国民に適用させているものより不利でない待遇を移民に適用すべきである。更に進んで、社会保障の権利の維持或は移管に関する諸困難は双務協定によつて克服すべきであると勧告した。

(4) その他の考慮事項

移民の組織に関する勧告においては、その結論の中心部に含めることの不適当な一部の一般的な考慮を要すべき事項については最後に提言するに止めて終つてゐる。即ち次の諸点を主張している。(1)移民に関する規定の適用についてはできるだけ彈力性をもたせること、(2)関係諸国は移民手続のあらゆる面において適切な協力体制を樹立すること、(3)移民のために家族が別居しなければならないようなことをなくするために凡ゆる努力を盡すべきこと、(4)一九四九年の移民雇用会議並びに一九四八年の雇用サービス全議の早期批准に特別の考慮を払うべきこと。

濟的利益が明らかにされた、このような移民の促進はこれらの諸国における政治社会状勢を緩和せしめる以外に貿易収支を改善せしめると共にその他他の諸国の経済に対してもあらゆる好影響をもたらすであろう。更にまた、外国人労働者の導入は受入諸国の経済開発を強化促進し、その結果国民所得は増大するに至るであろう。

歐洲の移民諸国が、外国人労働力の流入による直接利益と過剰人力が欧洲のみならず全世界経済に及ぼす好ましからざる影響を緩和せしめる間接的利得の両者について充分認識していたことは、討議からも充分明らかなるところであった。欧洲外の諸国の代表者達も、これらの直接的、間接的利益について等しく認識していることを示した。

移民諸国は彼等の経済開発において著しい進歩を示しつつある。これらの進歩は、極力多くの過剰人力を即座に吸収するために促進せられねばならないことを認めると共に、他方において委員会は、多くの移民受入可能性が海外諸国の経済開発を通じて創造されることを理解したのである。そこで委員会はこの開発促進の手段を研究して次のように結論に到達した。即ち関係諸国の活動が必要であること、特に問題の各國政府が一般経済開発の促進と特定計画の樹立、遂行のために必要な行政機構の効率を確保することが必要であること。

委員会はまた、この点について、国連・国際復興開発銀行・食糧農業機構・世界保健機構・国際労働機関等の如き国際機関が貢献しうる貴重な援助を強調した。

一国的一般経済開発は大部分は国民貯蓄の動員

によつてまかねねばならないのであるが、同時にまた外国の公私投資・貸付や国際機関の投資を受ける必要があると、委員会は考へた。ここで国際復興開発銀行の代表者の行つた声明を注視すべきである。彼等はその声明においてこの銀行は貸付を行うのであつて補助金を支給するものでないことを指摘したのである。またこの銀行は一般銀行よりもはるかに大なる危険を負担するものであつて、貸付許可にあたつては償還の見透しを充分に考慮に入れるのである。同時に、その本来の機能は必要な追加金融を供給するにあるから、一定額の投資はその国の源資をまず充当すべきであることを要求している。既にこの銀行は経済開発計画に対する貸付を実施してきているのであつて、その一部は移民機会を創造してきている。特に移民促進を目的とする具体的計画は今迄のところ銀行に提出されるに至つてはいないが、しかしこのような計画が提出されたならば、充分慎重な考慮を払うであろう。銀行は生産的な移民受入計画に対する貸付申請に対しては常に好意的に考慮することをもつてゐたのである。

この声明は極めて重要な意義をもつてゐる。この銀行の金融援助が移民に與える直接援助は別としても、民間資本の投資刺戟によつて間接的に移民を促進せしめるであろう。

この「会議」はその総会において委員会の提出せる決議草案に僅かな修正を加えて採決したのである。国際的活動に因する勧告を行う以外に、国際機関の技術援助の利用可能性について関係諸国との注意を喚起すると共に移民受入諸国に対するものであります。

移民受入增加を促進せしめるような開発計画遂行のための金融援助について国際復興開発銀行に申請書提出の可能性を考慮することを力説したのである。

VII 國際機関の活動と協力

「会議」はその討議においては常に、研究問題の解決に對して国際機関が與えうる援助を念頭においてそれを明らかにしようと努力したのである。この点について到達した決議の一部は一般的性格を有するものであり、全体としての活動に関する性質をもつてゐるが、大部分は慎重に研究された手段に因應したものである。あるものは單一機関の実行すべき任務に關したものであり、またあるものはいくつかの国際機関の協力活動を要求したものである。次に、移民組織、経済開発並びに技術援助の三者に分類して分析してみよう。

(1) 移民組織に關する諸手段

国連は人口動向の変化についての推計を行うと共に移民が外國人であるが故に生ずる問題の解決のための研究を担当すべきであるとの勧告が行われた。またユネスコは移民の文化融和を研究し勞働者交換計画を樹立すべきことが要望された。最後に、国際避難民機構はその他の国際機関に對して組織のいくたの側面並びに移民業務実施に關する情報を供給すべきである。

「会議」が国際労働機関に勧告した活動には多くの各種の手段が含まれてゐるが、あるものはそこの他の国際機関との協力に關するものでありまた

は国際労働機関のみが行うべき手段である。第一群の中には、非政府的機関の活動の調整、移民の医学的審査の基準決定、「受入れ相談所」において移民に供給されるべきサービスの明確化並びに移民に対する貸付処理手段の研究等に関する勧告が含まれている。以上の諸点に関しては、国際労働機関がそれぞれ国連・世界保健機構、ユネスコ・国際復興開発銀行と協力して適切な手段がとられねばならない。

「会議」が国際労働機関に対し单独で行うべきであると勧告した処置には次の如きものが含まれている。(1) 移民受入国が必要とする或は移民国で利用しうる労働者の職業別数並びに移民受入国の生活、労働状態に関する情報の蒐集、通報についてのモデル的な形態と手続の準備、(2) 移民希望者並びに移民受入機会に関する情報を関係各國政府並びに国際機関に定期的に通報すること、(3) 必要とされる特定範疇の労働者や適切な移民の利用可能性に関する情報を速急に供給しうる国際的処理制度の設置と運営。かくて会議の見解としては、国際労働機関が一種の手形交換所となつて、人力の需給が現実的な早急な処理目的のためにここに集中せしめられることとなる。この方法は需給を充足せしめるために必要な時間を最小限に短縮せしめるに役立つであろう。

(2) 経済開発に関する手段

国連の活動については色々な勧告が行われた。たとえば、移民受入に関連する経済開発についての報告は「ラテン・アメリカ経済委員会」に通報すべきこと、移民の見地からみて移民受入国の輸

出貿易を発展せしめることは望ましいがこれについての研究を行うべきこと、等が要請されている。更に、国際労働機関は国連と共同して、欧洲の派遣の有用性に着目すべきであることを勧告し、他の事情が等しい限り、使節団は移民を報を各國政府からできるだけ定期的に取得すべきことが勧告されている。

(3) 技術援助

移民の組織に関する「会議」の決議には次の如き一般勧告が含まれている、即ち国際諸機関は各國政府援助において必要な手段をとるために相互に協力すべきこと、特に以上の目的のための共同技術使節団を組織すべきである。

また、特定の国際機関が各國政府の要請に応じて與えうる技術援助の種類が規定されている。移民の組織に関する上述した任務の大半は国際労働機関に割当てられている。それは次の如き広汎な分野にわたつている。(1) 移民の輸送(国連との協力の下に)、(2) 移民の要件に関する情報、(3) 公共雇用サービス(情報の募集、配置、植民サービス)、(4) 各国の職業分類とその名称、(5) 募集・選衡の諸問題、(6) 受入れ、(7) 社会保障、(8) 移民の組織化の諸側面に関する双務協定の條項の適用或は修正。

「会議」としては、経済開発の技術援助の詳細に立ち入るべき立場にはなかつた。ただ一つの勧告を行つたのみである、それはあらゆる有力な国際機関の国際的に調整された援助の利益を各國の政府に利用せしめるという直接活動を目的としている以上、重要な勧告である。「会議」は、国連

の社会経済理事会は、移民受入諸国の経済開発の可能性を検討するために国際諸機関の技術使節団の派遣の有用性に着目すべきであることを勧告した。その他の事情が等しい限り、使節団は移民をもたらすような計画は格別の注意を払うべきである。

VII 一般的決議事項

会議は一般決議を採用してその討議を終了したのであるが、この決議においては移民の問題が各國政府と輿論の前に率直に提出されている。

決議は、この問題が高度に複雑であり、技術的手段のみでは解決しえないのであつてすべての関係当事者間の協力を要請するものであるという事実を鮮明にすべき目的をもつて序文をもつて始つてゐる。

次いで次の三箇の主要点があげられている。第一に、各國政府は一部歐洲諸国における人力過剰の提起する諸問題の充分な解決に寄與すべきことが要請されている。第二に、国連と特殊機関は歐洲移民促進のために全力を盡すべきことが勧告されている。最後に、この点において国際労働機関の担当すべき著しい役割を強調して次のことを勧告している。

(a) 移民の分野における現在の活動を強化すること

(b) 上述の諸目的達成のために国際的水準における最善の協力形態を暗示すること

(c) 関係各國政府と協議の後、次回会議に提出すべき適切な提案を作製すること

決議の最終部分において具體化されている理念は、藻洲代表が会議の初期総会において提案したるもので、その時、彼は国際労働機関が果しうる特に重要な貢献に注意を喚起したものである。彼は、構に対する同様に国際的基礎の上に移民の動きを発展せしめるべき……一大機会が提供され、「今日、国際労働機関にとつては、国際避難民機構に對する」とのべたのである。

IX 結論

移民予備会議の議事と期日は一九五〇年一月始めの国際労働機関の理事会で決定されたものである。一九五〇年五月九日に会議はその日程を終了した。すべての関係者の共同の努力によつて、この仕事に必要な資料をすべて整備して各國政府と国際機関の代表者会議を開催するのに僅か四ヶ月しか要しなかつた。会議の事務総長は閉会の辞において次の如く指摘した、「以上の如くして我々は、国際的な活動は今までにいくた失敗を経験してきたはいるけれども、困難な複雑な分野において大規模においてさえも早急に放果を發揮しうるものであることを明らかにしてきたのである。」会議の成果からみて、この会議の仕事は成功である。二箇の本質的な問題即ち現存する移民機会を最もよく活用する方法と将来においてこの機会を増大せしめる方法が代表者達に提出されたのであった。「会議」は移民の組織化に必要な手段に関するその決議においてこの第一の点についての回答を與えた。これは会議の仕事の中でも具体的

な細目にわたつた部分であり、また直ちに具体的な成果を生み出す可能性のあるものであつた。それは国際労働機関の能力内にある問題を直接処理する限りにおいて当然のことではあるが、暗示された手段は——任意移民もまた包括されるが——は主として組織移民に關連したものである。

それは移民の最も重要なすべての技術的側面に触れている。約三十国の政府と約十の国際機関を代表する国際的集会が、移民の組織化における本質的要因のそれそれについての勧告の体系的要綱を作製したのは今回が初めてである。以上の権威ある勧告は、各國政府並びに国際機関の両者に対し実践的な価値あるガイドであることを示してくれるであろう。

この積極的な成果はそれ自体会議成功の証左である、しかしこの会議は更に立派な現実的功績を示している。即ち採決された決議において、移民と経済開発との関係を明らかにすると共に、移民に対する雇用をもたらすような経済開発計画によつて充される状態を明瞭にしたのである。これら の点についての討議に基く勧告がたとえ、移民の組織化に関する勧告と同様に直ちにその効果を發揮しえないとしても、今まで充分に明らかにされるに至らなかつた実行可能性を始めて闡明したことは各國政府にとつて有意義なことである。

会議の成果の批判は、一般決議に触れずしては完全でありえないであろう。そしてこの決議には、議長が閉会のスピーチにおいて述べた如く、「移民の全問題の総合」が内包されているのである。決議は、この問題は国際的協力の基礎の上におい

て解決されうるものであることを指摘し、各國政府と国際諸機関特に国際労働機関とが、明確にされた線に沿うての調整的ないし共同活動によつて断乎としてこの問題に取組んで解決すべき任務を強調している。

「会議」は更に明確な成果を生み出している。国際労働機関の第一一二回理事会は(一九五〇年六月、デュネーベ)会議の報告書を検討した後に、同機関に、会議の勧告を各國政府が実行するためにつつ最後に一般決議の関係部分を実現するためにはいかなる活動を行つたかを確認するために一定期間をおいて各國政府に接近し、国際的諸機関と必要な交渉を行うことを許可したのである。

この最後の決定の遂行について、国際労働局はその活動の強化のためのプランを作製しつつある。このプランの実行は、次にのべる欧洲經濟協力機構(O.E.E.C.)が近く行う金融援助によつて容易となるであろう。移民事項についての国際協力に関する報告書は、関係の国際諸機関と協議した後各國政府に提出されることになつてゐる。その報告書には、(1)移民問題の分析、(2)この問題の解決に現在適用されている国際協力の形態や欧洲から海外諸国への移民の動きを活潑に促進せしめんとする各國政府の要請において採られうるその他の手段が含まれることであろう。各國政府から提出せる回答に基いて、国際労働局は第二回移民会議に提出すべき最終提案を準備することになつてゐる。

国際労働局は次の二箇の事件があつたためますます確信をもつてこの仕事を引き受けたのであ

る。第一は、英・米・仏三国外相の行つた歐洲移民に関する共同声明である。この声明は一九五〇年五月十三日即ちこの移民予備会議の終了後數日を出でとして公表されたのであるが、第一に歐洲移民強化の必要性を、第二には移民に関しての国際労働機関とその他の国際的機関の活動を強調している。また予備会議の結論の重要な点をも指摘している。

てゐる何万の人々は再び生氣をとり戻し、「仕事を見出して自信を回復することによつて移民先の國の有用な市民となり、かくてその國の發展に、一般的繁榮に、そして世界平和の確立に貢献しうるであろう」。

七月一六日
社会保障と人口構造
一〇月八日
黒田 振官

八幡製鉄所関連産業従業者の
職業移動調査結果の報告

一〇月二九日

家就業状況調査結果の報告 皆川 振官

一月二日
静岡県小笠郡小笠村（茶葉農村）
における人口の分化と停滞 林
技官

雜報

前々回掲載以降の刊行は以下のとおりである

岡崎所長の渡仏

第六七章 優生保護法施行後の人工妊娠中絶の状況に関する研究、第一報（良田）

第六八支、アメリカ南東部地方の寄生葦率に關
二十五・一一

第三回
研究（青木） 二六・三

第六十九章 ニューヨークの社会保険制度(二) 田

第七〇九、P・K・ウエルプトン稿「日本における産児制限の概観」（黒田）二六・四

第七二号、社会保障と人口構造（黒田）

定例研究報告会

前文所載以降の定例研究報告会次第は左のとおりである。但し前記館技官の連続朝報告の分をのぞく。